

## 12月議会に係る記者会見会議録

平成28年11月24日（木）午前11時～  
伊賀市役所2階第1委員会室

### 1. 市長からの発表

#### (1) 一般会計補正予算等について

皆さんこんにちは

先の市長選挙におきまして、市民の多くのご支援をいただき、引き続きこの伊賀市の舵取りをさせていただくこととなりました。改めて責任の重さを痛感するとともに、皆さんの期待に応えられるよう全力で市政運営に取り組んでまいります。

本日、12月議会定例会の召集告示をいたしました。今日、議会運営委員会が開催され12月1日に開会し、22日までの22日間の会期で開催されることとなりました。さて、12月議会定例会には、一般会計補正予算をはじめ条例改正など49議案を提出することとしています。

まず、一般会計補正予算では、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4億7千2百11万9千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4億6544万3千円とするものです。

そのうち主なものとしたしましては、

平成27、28年の人事院勧告や人事異動に伴う職員人件費、国県補助金事業の事業費の増減に伴う所要額の補正を行うほか、伊賀線経営安定化等基金の新規創設に伴う基金積立、中学生の医療費無料化に伴う子ども医療扶助費、自治体情報ネットワーク強靱性向上のための電算機器購入費、新庁舎建設用地の造成工事に関する庁舎敷地造成工事費、また、国の平成28年度補正予算で可決された臨時福祉給付金を支給するための電算処理等委託料などの補正を行うものです。

このほか、提出議案では、「伊賀線経営安定化等基金条例の制定について」です。伊賀鉄道伊賀線は今後の伊賀市のまちづくりに欠かせないインフラとして、来年度から公有民営方式移行のため、施設などの引渡しに向けた諸準備を鉄道事業者と連携して確実に進めています。伊賀線存続支援のために近畿日本鉄道株式会社から支払われる一時金を伊賀線経営安定化のための基金として造成するものです。

## 2. 12月議会提出議案について

平成28年第6回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

12月1日提出分

議案番号	件名	提案理由及び内容	担当部署
170	伊賀線経営安定化等基金条例の制定について	<p>【制定理由】伊賀鉄道伊賀線は、平成29年4月1日をもって伊賀市が第三種鉄道事業者となり鉄道施設の保守管理及び整備を行うため、市民、企業及び行政が一体となって、伊賀線の存続を図ることを目的とし、同線の運営会社の経営安定化並びに線路、車両、駅その他の施設の保守管理、施設整備及び同線の活性化促進に要する資金に充てるための「伊賀線経営安定化等基金」を設置するため制定する。</p> <p>【条例の内容】基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等を規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	交通政策課
171	伊賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	<p>【制定理由】農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の公選制が廃止され、農業委員は市長が議会の同意を得て任命することとされた。また、農業委員とは別に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う「農地利用最適化推進委員」を設置することとされ、農業委員及び推進委員の定数を定めるため制定する。</p> <p>また、本条例の制定に伴い、整備が必要な関係条例を附則において廃止及び改正する。</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の委員の定数：24人</li> <li>・農地利用最適化推進委員の定数：56人</li> </ul> <p>《廃止する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市農業委員会条例</li> <li>・伊賀市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例</li> <li>・伊賀市農業委員会協力委員条例</li> <li>・伊賀市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例</li> </ul> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>・伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例</li> </ul> <p>【施行期日】平成29年7月20日</p>	農業委員会事務局

172	伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】平成28年度の人事院勧告で、民間との較差を是正するため、給料表の増額及び勤勉手当の増額を平成28年4月1日に遡って適用する勧告がなされたほか、扶養手当について改定が行われたため改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①給料表（行政職給料表及び医療職給料表）を平均0.17%増額</p> <p>②勤勉手当を0.10月分増額</p> <p>③扶養手当の子に対する手当を増額し、配偶者の手当を引下げる。</p> <p>【施行期日】</p> <p>①②公布の日（平成28年4月1日から適用）</p> <p>③平成29年4月1日</p>	人事課
173	芭蕉翁記念館及び菘虫庵条例の一部改正について	<p>【改正理由】これまで、来年度以降の施設の管理運営等について、現在の指定管理者である公益財団法人芭蕉翁顕彰会と協議をしてきたが、課題等の解決、手続等について、あと暫く時間を要することとなったことから、来年度の施設の管理運営を指定管理者制度とするため改正する。</p> <p>【改正内容】附則において、平成29年4月1日からの指定管理者の指定期間を1年間とする。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	文化交課
174	伊賀市市税条例の一部改正について	<p>【改正理由】外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税する特例規定を定める。</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	課税課
175	伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】新居放課後児童クラブは、新居小学校の空き教室を利用して実施しているが、校舎の新築工事に伴い小学校近くの民家へ移転し、成和東放課後児童クラブは、現在、成和東小学校地内に建設中のため、暫定的に地区の公民館を借用し実施しているが、施設工事の完了に伴い移転する。また、これまで、小学校の長期休業期間中における早朝利用料金を定めていなかったことから、当該料金を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】新居放課後児童クラブ及び成和東放課後児童クラブの位置を改め、小学校の長期休業期間中の利用料金を1日200円とする。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	子ども未来課
176	伊賀市国民健康保険税条例の一	<p>【改正理由】外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正</p>	保険年金

	部改正について	<p>に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める特例規定を定める。</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	課
177	伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】現在、教育長の給与は、「伊賀市長及び副市長の給与の特例に関する条例」の制定趣旨に倣って減額しているが、この条例の失効に伴い均衡を保つため改正する。</p> <p>【改正内容】附則第2項及び第3項に規定する給与の特例規定を削除する。</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	教 育 総 務 課
178	伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】総務省では平成27年度から平成31年度までの5年間で地方公営企業法非適用事業の公営企業会計への移行を要請しており、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業は、特にその必要性が高いことから重点的な取組みを求めていることから、平成29年4月より下水道事業は地方公営企業法を適用し、公営企業に移行することとし、業務の効率化、合理化による経営基盤強化等を図るため、水道部と建設部下水道課を組織統合することに伴い改正する。</p> <p>また、組織統合に伴い、整備が必要な関係条例を附則において廃止及び改正する。</p> <p>【改正内容】条例名を「伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改め、下水道事業に関する規定を追加するほか、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。</p> <p>《廃止する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市公共下水道事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例</li> <li>・伊賀市浄化槽事業財政基金条例</li> </ul> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市行政組織条例</li> <li>・伊賀市職員定数条例</li> <li>・伊賀市任期付職員の採用等に関する条例</li> <li>・伊賀市特別会計条例</li> <li>・伊賀市農業集落排水事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例</li> <li>・伊賀市手数料条例</li> <li>・税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例</li> <li>・伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例</li> <li>・伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設</li> </ul>	水 道 総 務 課

		<p>置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例</li> <li>・伊賀市下水道条例</li> <li>・伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例</li> <li>・上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例</li> <li>・伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例</li> <li>・伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例</li> <li>・伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>・伊賀市水道事業給水条例</li> <li>・伊賀市水道水源保護条例</li> <li>・伊賀市特別職報酬等審議会条例</li> </ul> <p>【施行期日】平成 29 年 4 月 1 日</p>	
179	上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について	<p>【廃止理由】公共施設最適化計画に基づき、資料館の機能を他の施設に移転し、現施設は民間等に貸付売却の方針であることから条例を廃止する。</p> <p>【施行期日】平成 29 年 3 月 1 日</p>	文化財課
180 ～ 184	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】新たに指定管理者制度を導入する 4 施設及び指定管理期間が満了する 5 施設について、平成 29 年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市民体育館、伊賀市民弓道場、伊賀市民多目的広場、伊賀市民体育館管理棟</li> <li>・放課後児童クラブふたば</li> <li>・菜の舎、バイオ燃料センター</li> <li>・阿山交流促進施設</li> <li>・赤井家住宅</li> </ul>	スポーツ振興課 こども未来課 農林振興課 商工労働課 中心市街地推進課
185	財産の無償譲渡について	<p>【提案理由】財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【譲渡施設】旧花垣小学校校舎ほか附属施設</p>	教育総務課
186	損害賠償の額を定めることについて	<p>【提案理由】平成 27 年 3 月 28 日（土）午後 3 時頃、伊賀市が管理する同市平野西町 117 番地所在の「くれは水辺公園」内で、女兒が同公園内に設置の句碑説明板と支柱の間に右手薬指を挟み、同指末端部を損傷したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【損害賠償額】2,033,425 円</p>	都市計画課
187	教育委員会委員の任命について	<p>【提案理由】教育委員会委員 1 人の任期が平成 28 年 12 月 24 日に満了するため、後任の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p>	教育総務課

		<p>第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>候補者：《新任》内藤 扶基 氏</p> <p>任 期：平成28年12月25日から4年間</p>														
188	公平委員会委員の選任について	<p>【提案理由】公平委員会委員1人の任期が平成28年12月24日に満了するため、後任の公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>候補者：《新任》松永 彰生 氏</p> <p>任 期：平成28年12月25日から4年間</p>	公平委員会													
189 ～ 194	固定資産評価審査委員会委員の選任について	<p>【提案理由】固定資産評価審査委員会委員5人の任期が平成28年12月8日に、1人の任期が平成28年12月24日に満了するため、後任の固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>《再任》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>候補者</th> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中居 喜芳 氏</td> <td rowspan="4">平成28年12月9日から3年間</td> </tr> <tr> <td>城 康展 氏</td> </tr> <tr> <td>富岡 通郎 氏</td> </tr> <tr> <td>内田 秀弘 氏</td> </tr> </tbody> </table> <p>《新任》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>候補者</th> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柘植 明美 氏</td> <td>平成28年12月9日から3年間</td> </tr> <tr> <td>秋永 啓子 氏</td> <td>平成28年12月25日から3年間</td> </tr> </tbody> </table>	候補者	任 期	中居 喜芳 氏	平成28年12月9日から3年間	城 康展 氏	富岡 通郎 氏	内田 秀弘 氏	候補者	任 期	柘植 明美 氏	平成28年12月9日から3年間	秋永 啓子 氏	平成28年12月25日から3年間	固定資産評価審査委員会
候補者	任 期															
中居 喜芳 氏	平成28年12月9日から3年間															
城 康展 氏																
富岡 通郎 氏																
内田 秀弘 氏																
候補者	任 期															
柘植 明美 氏	平成28年12月9日から3年間															
秋永 啓子 氏	平成28年12月25日から3年間															
195 ～ 201	島ヶ原財産区管理委員の選任について	<p>【提案理由】島ヶ原財産区管理委員7人の任期が平成28年12月16日に満了するため、後任の島ヶ原財産区管理委員の選任について、伊賀市島ヶ原財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>候補者：《新任》岩井 大行 氏、勝島 清三 氏、土山 米徳 氏、山 秀成 氏、川 肇 氏、松永 寿久 氏、裏谷 健治 氏</p> <p>任 期：平成28年12月17日から4年間</p>	島ヶ原支所振興課													
202 ～ 208	大山田財産区管理委員の選任について	<p>【提案理由】大山田財産区管理委員7人の任期が平成28年12月26日に満了するため、後任の大山田財産区管理委員の選任について、伊賀市大山田財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>候補者：</p> <p>《再任》豆本 弘文 氏、松本 正美 氏、西尾 孝典 氏</p> <p>《新任》中澤 敏之 氏、馬岡 清史 氏、福持 久郎 氏、蛭澤 公雄 氏</p> <p>任 期：平成28年12月27日から4年間</p>	大山田支所振興課													

### 3. 【主な質疑応答の概要】

◎伊賀市長及び副市長の給与の特例に関する条例」の失効について

記者：市長給与の特例に関する条例が失効しますが、今後はどうされますか。

市長：就任時に 1120 億円の借金があり、痛みを共有するということから 20%カットの条例を制定しました。4 年間一生懸命頑張らせていただいた結果、約 125 億円を返済して 22 億円もの基金を積むことができました。そのため当条例も一定の使命を終えたものであると思っています。

◎副市長の人事について

記者：今回の議会定例会では副市長の人事については見送りですか。

市長：今回の議会中に提案をしたいとは思いますが、現在検討中です。一部の報道の中で民間人からの登用を考えているといったものがありましたが、そのような事は申し上げていません。仮に副市長が 2 人いるとすれば、一人は行政経験者、もう一人は民間人と申し上げていたかも知れませんが、私が一人を選ぶ時に民間人という想定はまったくしておりません。

◎くれは水辺公園の損害賠償について

記者：損害賠償について、支払われるということは管理に落ち度があったということですか。

担当課：想定外の事故ではありますが、公の施設の構造物に瑕疵があり、その管理責任は免れないという考えのもとで補償をさせていただくものです。

◎芭蕉翁記念館について

記者：これまで指定管理で運営されてきましたが、今後はどうされるのですか。

市長：直営化を目指していましたが、現在の指定管理者である芭蕉翁顕彰会内部においても、直営化に向けての認識の統一、或いは我々からの説明の徹底が十分でなかったので経過措置としてあと 1 年間指定管理を延長するものです。

◎本庁舎の改修等について

記者：市長選挙の当選証書授与式で市長は早ければ今回の議会で提案する可能性があると言われていましたが、見送られたのですか。

市長：私が市民の負託をうけて再選させていただいたことを、議員の皆さんにしっかりと認識していただく時間が必要であると思っていますので、当初から有無も言わずに提案することはしません。提案する意欲はありますが、提案の時期を見送っています。今、伊賀市にとって一番必要なものは最小の負担で最大の効果を発揮し、賑わいをつくることのできる施設です。

記者：現庁舎北側駐車場の予算が凍結となっていますが、その解除は求められますか。

市長：市役所近隣の方や、来客にご不便を掛けていますので、なるべく早く解除を求めたいと考えています。

◎ウィッツ青山学園高等学校について

記者：後継の運営者はいつ頃までに決定する予定ですか。

市長：年内、或いは来年 1 月くらいを目処に考えています。あまり期間がありませんが、4 月 1 日から新体制で運営をしていけるように、現在調整をしています。